

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第265号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月19日（水） 10時40分ごろ	
発生場所	滋賀県琵琶湖の琵琶湖大橋南方沖500m付近 滋賀県守山市今浜86.1m三角点から真方位260° 2,150m付近 （概位 北緯33° 05.0′ 東経135° 56.0′）	
事故等調査の経過	平成21年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A モーターボート <sup>クレス</sup>KRESS、長さ7.02m 253-25240 滋賀、個人所有</p> <p>B 水上オートバイ <sup>エムエスシー エックスエル</sup>M S C-X L 1、長さ2.7m 253-23851 滋賀、滋賀観光株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、二級小型船舶操縦士</p> <p>B 操縦者、操縦免許を受有していなかった。</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 操縦者Bが前額部及び顎に裂傷</p>	
損傷	<p>A 右舷船首部にき裂</p> <p>B 船首部を大破</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗船し、琵琶湖大橋南方沖を北進中、B船は、操縦者Bほか1人が乗り、操縦者Bが操縦して、琵琶湖大橋南方沖を西進中、ほぼ停止状態となったA船の右舷船首部と、時速約30kmで航行していたB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし</p> <p>海象：波高 ほとんどなし</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>操縦者Bは、無資格のうえ操縦技術も未熟で、A船に接近した際、緊張してパニックに陥った状態となり、ハンドルを切るなどの適切な操縦が行えず、減速してほぼ停止中のA船に向かって航行した可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、琵琶湖大橋南方沖において、A船が減速してほぼ停止中、B船が西進中、B船が適切な操縦を行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	